

「県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査の経過報告について

【要旨】

標記事案に係る重要文化財の調査結果（中間報告）等について、別添のとおり報告します。概要については、以下のとおりです。

なお、この中間報告は令和元年12月16日の教育委員会定例会で報告済みです。

1 文化財資料における無断切取り行為の有無について

(1) 平泉町柳之御所遺跡・平泉遺跡群の重要文化財（調査対象76点）の調査結果

ア 岩手県所有分13点のうち、「火舎、花瓶」2点に対して、重要文化財指定（H22）後に無断切取り行為が行われていたことが判明した。【表1】

イ 平泉町所有分63点については、承諾の有無が不明なものや切取り痕跡を確認できないものなどがあったが、無断切取り行為は確認されなかった。【表2】

ウ サンプル採取の目的は、学術情報収集（活用、保存を含む）にあった。

【表1】 「岩手県所有分13点」の結果		サンプル採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		6点	4点	3点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	0	3	/
	イ 所有者の承諾の有無が不明	4	0	
	ウ 所有者の承諾無し	1（火舎）	1（花瓶）	
	エ その他	1（内耳鉄鍋）	0	



火舎（側面）



火舎（上面）



花瓶



内耳鉄鍋

【表2】 「平泉町所有分63点」の結果		サンプル採取痕跡（切取り痕跡）			
		【有り】	【特定できない】	【不明】	【無し】
		23点	4点	1点	35点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	13	4	1	/
	イ 所有者の承諾の有無が不明	10	0		
	ウ 所有者の承諾無し	0	0		
	エ その他	0	0		

(2) 当該専門職員の文化財の切取り行為について

ア 県立博物館における文化財の切取り行為は、当該専門職員自身や当該専門職員の指示を受けた作業員が行ったものである。

イ サンプル採取の目的は、保存処理方法等の見極めと学術情報収集（活用、保存を含む）にあった。

2 県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の平成 26 年度無断切取り行為等事案発覚当時の対応について

(1) 県立博物館及び文化振興事業団の状況

ア 平成 26 年度無断切取り行為等事案の発生後、県立博物館において当該専門職員を含む内部職員に対する聴き取り調査が行われたが、事実解明は行われず、不十分な調査に終わった。

イ 平成 27 年 3 月に文化振興事業団から県教育委員会事務局あてに提出された事故報告書において、「他の文化財にも不適切な行為があったかどうかの確認はできておらず、今後も順次検証することとしていることから、確認でき次第報告する」との記述があるものの、十分な調査は行われることなく、新たな事案の報告はされなかった。

ウ 調査対象が広げられなかったことは、県立博物館の事案対応が特定の職員に集中しており、全容解明に向けて、県立博物館及び文化振興事業団組織全体で取り組む姿勢や体制が不十分であったことが一因である。

(2) 県教育委員会事務局の状況

ア 文化振興事業団からの事故報告書の提出の後、翌年の平成 28 年 2 月に、無断切取りが非違行為に当たるかどうかについての県外専門機関等からの聴き取り調査結果等に関する追加報告書の提出を受け、その情報を踏まえ措置検討が行われた。その結果、「文書訓告が適当」と判断され、その旨文化振興事業団に通知された。

イ 県教育委員会事務局も、事故報告書等の情報を踏まえ、他に同様の事案がないかどうかについての調査の実施を指導・支援する姿勢が必要であったものと考えられる。

ウ 本事案の背景には、県立博物館及び文化振興事業団との情報の共有や連携の不足、危機管理対応の不十分さなどがあったといえる。

3 当面の再発防止策

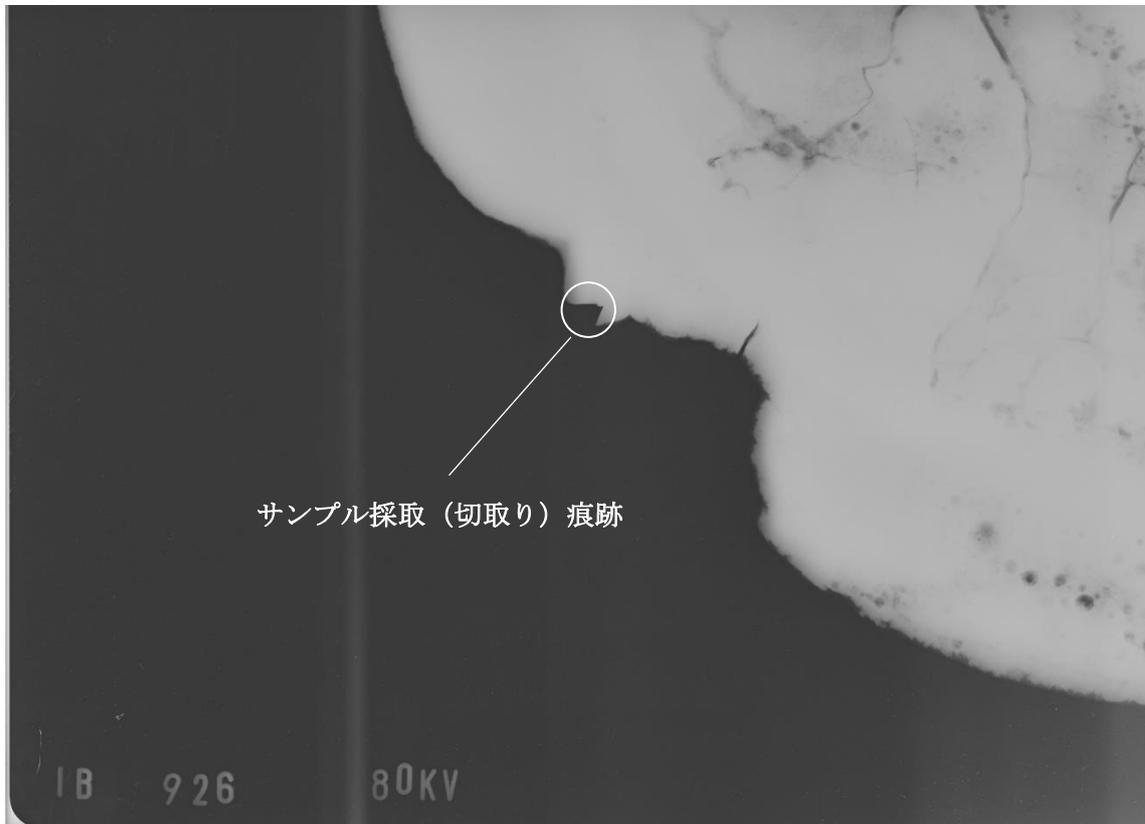
- (1) 公共財への意識を高めるためのモラル研修の実施
- (2) 管理監督者向け組織マネジメント等研修の実施
- (3) 月例報告書への「組織マネジメントに関すること」の項目追加

4 今後の調査の進め方

- (1) 他道県の重要文化財に係る調査の継続
- (2) 重要文化財以外の文化財に関する調査
- (3) 県立博物館、文化振興事業団及び県教育委員会事務局の組織的対応に関する調査



火舎 (上から) (サンプル採取前)



火舎のX線写真

国・県指定文化財の指定等の状況について（事務報告）

1 国指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種別	名称	内容	告示年月日
1	登録有形文化財 (建造物)	後藤伯記念公民館	登録	R1.12.5

2 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 現状変更許可

許可日	区分	名称	内容	申請者
R1.10.2	県有	吉田家住宅主屋	指定文化財復旧のための土地の嵩上げ	陸前高田市長 戸羽 太
R1.11.29	県天	タブノキ自生地	遊歩道の復旧	山田町町長 佐藤信逸
R2.1.7	県史	下門岡ひじり塚	樹木の伐採	北上市教育委員会教育長 平野 憲

令和元年度の埋蔵文化財調査体制等について

令和元年度の取組

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (1) 県教育委員会
県外への派遣 1 名（福島県教委）
 - (2) (公財) 県埋蔵文化財センター
県外財団への派遣 1 名（福島県財団）
- 2 発掘調査について
 - (1) 復興事業関係の野外発掘調査はおおむね終息。
 - (2) 通常事業関連の調査は増加（東芝メモリ関連調査の増加による）。
※全体で約 10 万㎡程度を実施した（昨年度比倍増）。
- 3 被災市町村の支援について
 - (1) 専門職員不在の市町村等への支援・指導を継続
 - (2) 東日本大震災復興事業→本調査（陸前高田市・米崎城跡）
- 4 震災発掘調査に係る展示会等の実施について
被災沿岸市町村等での展示会（埋文センター主催・今年度は田野畑村で実施の共催）

令和2年度の取組予定

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (1) 県教育委員会
県外への埋蔵文化財専門職員派遣は行わない予定。
 - (2) (公財) 県埋蔵文化財センター
県外財団への派遣については未定。
- 2 発掘調査について
 - (1) 国、県関係の復興事業関係の発掘調査は、ほぼ終息（来年度は 1 件を予定）。
今後は室内整理及び報告書刊行作業が主体となる。
 - (2) 通常事業関連の調査は圃場整備関係が中心になる見込み。
- 3 被災市町村の支援について
専門職員不在の市町村等への支援・指導を継続
- 4 震災発掘調査に係る出土遺物展示会等について
被災沿岸市町村等での展示会（埋文センター主催）の共催

「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について

1 経過

- (1) 「平泉の文化遺産」は平成23年6月、「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」として、世界遺産一覧表に登録。
- (2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5か所（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。
- (3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」が**暫定リストに再記載**。候補となる構成資産は、柳之御所遺跡、やなぎのごしょいせき 達谷窟たっこくのいわや（以上、平泉町）、白鳥館遺跡、しろとりたていせき 長者ヶ原廃寺跡ちやうじゃがはらいせき（以上、奥州市）、ほねでらむらしょうえんいせき 骨寺村莊園遺跡（一関市）。

2 保存管理

- (1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5構成資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」を改定（平成24年3月）。さらに、景観計画の改定や来訪者管理戦略の策定等を踏まえ再改定（平成31年3月）。
- (2) 登録の際に勧告された内容への対応として、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「**遺産影響評価**」が求められたことから、これまでの実績を踏まえて、評価の標準を策定中。
- (3) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が行っている。

3 拡張登録への取組

- (1) 県及び関係市町は、有識者で構成される「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」（委員長：田中哲雄前東北芸術工科大学教授）を組織し、拡張登録のための専門的、技術的助言を得ながら検討を進めている。
- (2) 平泉の国際的な学術的価値について、平成25年度から5か年の研究成果をまとめた**総括報告書**を刊行した（平成30年3月）。
- (3) 平成30年2月の県・関係市町による申し合わせに基づき、今年度についても調査研究等を継続した。
- (4) 上記（3）に基づき、推薦書案及び保存管理計画等を作成・改定する作業を継続中。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について

1 概要

- (1) 現在の構成予定資産は、4道県の17構成資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）。
- (2) 本県の資産は、一戸町「御所野遺跡」(史跡)。
- (3) 推進組織は、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」（事務局：青森県企画政策部）。

2 推薦書の作成状況

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言。現在までに19回開催。
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討。
- (3) 平成25年7月に文化庁へ推薦書原案「北海道・北東北の縄文遺跡群」を提出したが、ユネスコへの推薦を見送り。（以降、平成30年度まで毎年度末、文化庁へ改訂推薦書案を提出してきたが、ユネスコへの推薦を見送られている。）
- (4) 令和元年9月、国から登録推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (5) 令和2年1月、国から登録推薦書（正式版）をユネスコ世界遺産センターへ提出。

3 国の文化審議会世界文化遺産部会等における審議結果等

- (1) 令和元年7月、文化審議会世界文化遺産部会において、今年度ユネスコへ推薦する候補資産として選定。
- (2) 令和元年12月20日、閣議了解により、今年度のユネスコへの推薦が決定。

4 今後のスケジュール（想定）

- ・ 令和2年夏～秋頃 イコモスによる現地審査
- ・ 令和3年春頃 イコモス勧告
- ・ 令和3年7月頃 世界遺産委員会において登録の可否が決定

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。
資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、23 か所。
- (3) 本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (4) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）
- (5) 第 39 回世界遺産委員会決議において「構成資産全ての保全計画及び実施計画を策定すること」など 8 項目の勧告を受け、平成 29 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」を提出。
- (6) 第 42 回世界遺産委員会において、前項「保全状況報告書」に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請され、令和元年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」提出。

2 資産の価値

- (1) 幕末から明治後期にかけて、西欧諸国からの科学技術の移転を受け、技術交流に対応し変化を遂げた類稀な道程を証言する一連の遺産群である。（評価基準 (ii) に対応）
- (2) 幕末、明治初期に急激に変化した時代を象徴する技術的集合体の卓越した例であり、産業化の時間的・地域的枠組みにおいて普遍的意義をもつ。相互に関連する日本の急速な産業化を先導した重工業の遺産群を包含し、グローバルな技術移転に力強い貢献をした証左である。（評価基準 (iv) に対応）

3 保存管理について

資産全体の管理を、「明治日本の産業革命遺産保全委員会」（事務局：内閣官房）が調整する。

橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を行うこととなっている。

現在、対応すべき主要課題は以下のとおり。

- ・ 来訪者数を適切に管理すること。
- ・ 構成資産に関する解説（インタープリテーション）の計画を策定すること。また、各サイトの歴史全体についての理解を図ること。
→ 本年は、インタープリテーション計画策定に係る海外専門家の監査を実施。
また、今後「明治日本の産業革命遺産」の構成資産が所在する各エリアのビジターセンターにおいて、共通展示を順次整備していくこととしている。
- ・ 令和元年台風第 19 号による被害への対応

「平泉の文化遺産」に係る新ガイダンス施設の整備について

1 概要

- (1) 世界遺産平泉と柳之御所遺跡の理解促進を図り、後世へ継承するための拠点施設として、新規に整備しているところ。
- (2) 新施設は、平成 30 年末に閉館した柳之御所資料館、及び令和元年 6 月に仮移転した平泉遺跡群調査事務所が所在していた場所に建設。
- (3) 令和 3 年度 (2021) の開館を予定 (柳之御所史跡公園は公開中)。

2 基本計画について

(1) 事業活動計画

ア ガイダンス事業

- ・「平泉」現地ガイド、「平泉」現地インフォメーション等

イ 展示・情報発信事業

- ・「平泉の文化遺産」関連展示、柳之御所遺跡関連展示、企画展示、学術情報の発信等

ウ 体験・学習事業

- ・施設及び公園内プログラムの開発、提供等

エ 収蔵・保存管理事業

オ 調査研究・情報集積事業

- ・発掘調査・研究、共同研究・学術情報集積等

カ 管理運営

(2) 施設計画

- ・延床面積 2,422.94 m²
- ・駐車場 40 台程度 (身障者・中型バス対応含む)

3 その他

- (1) 展示等の専門的事項については、平泉遺跡群調査整備指導委員会 (委員長：田辺征夫 前奈良文化財研究所長) から指導を受けながら進めているところ。
- (2) 令和元年 10 月、建物の建設工事に着手したところ。
展示については、今年度実施設計を行い、令和 2 年度に展示制作に着手予定。